

住宅火災から大切な生命を守るために

設置しましたか？住宅用火災警報器

消防法が改正され、平成21年6月1日から、すべての住宅に住宅用火災警報器の設置が義務づけられました。

市内で発生した住宅火災による死者は、過去10年間で18人を数えます。そのうち約8割は逃げおくれによるものです。また、死者の半数は60歳以上の高齢者でした。

住宅用火災警報器は、火災発生時に煙を感知するとブザーや音声で知らせ、逃げおくれをなくす効果があります。まだ設置していない住宅は、大切な生命を守るために早急に設置しましょう。



住宅用火災警報器

Q & A

ホーム販売センター

ホームセンターや電気店などで販売しています。詳しくは、各店舗へお問い合わせください。

注意
悪質な訪問販売にご注意ください！

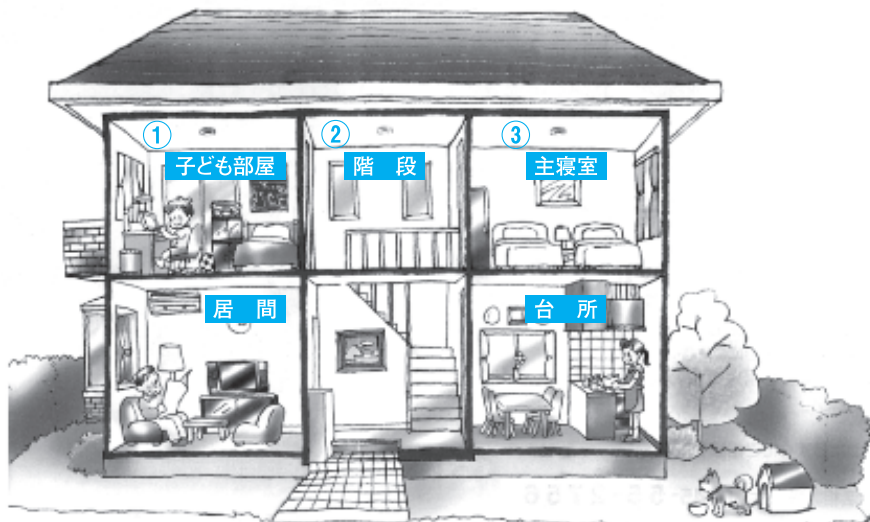
正しい設置の場所
寝室（右下図の①・③）

就寝に使用する、すべての部屋の天井または壁に設置します。

階段（右下図の②）

就寝に使用する部屋がある階の、階段の踊り場の天井または壁に設置します。

※右下図の住宅の場合、2階の子ども部屋、階段、主寝室の合計3か所に取り



つけます。ご家庭で設置が可能です。※台所には設置の義務はありませんが、出火の可能性が高いので取りつけをお勧めします。

どんな種類があるの？

天井取り付け式や壁取り付け式があります。また、煙式と熱式がありますが、煙式を設置してください。

購入する目安はあるの？

市は、日本消防検定協会による鑑定品を推奨しています。NSマークのついた商品を選びましょう。



死亡事故多発

子どものライター
使用にはご注意ください

ライターの火遊びで、子どもが死亡したり、やけどをしたりする事故が相次いで発生しています。特に、5歳未満の子どもの死傷率が高いことが確認されています。悲しい事故を防ぐため、幼い子どもがいる家庭では、次のことに注意してください。

① 子どもの手の届く所にライターを置かない。

② 子どもにライターをさわらせてない。

③ 子どもがライターで火遊びしているのを見かけたら、すぐに注意してやめさせる。

④ 理解できる年齢になったら、子どもに火の怖さを教える。



大人が注意を！



問い合わせ

●消防本部予防課 ☎55-2859 (平日8:30~17:15) FAX 53-4633

●中央消防署 ☎51-0119・西消防署 ☎63-7000 (平日17:15~8:30、土・日曜日、祝休日)
市ウェブサイトトップページ (http://fujishi.jp) → こんなときはどうする? 「住まい」 → 「住まいについてのお役立ち情報」 → 「住宅用火災警報器」をクリックしてください。